

2010-11-01

---

会員の皆様へ

つい数日前から、西日本でも一気に朝晩の冷え込みが厳しくなりました。北日本ではすでに初雪も降ったようですが、いかがお過ごしでしょうか？ ニュースレター（電子版）の第6号が完成しましたので、お届けいたします。（編集部）

---

### [巻頭言]

美根 慶樹（キャノングローバル戦略研究所 特別研究員）

「日本は米国提案が各国民をしていちじるしく冗費を免れしめ、かつ必ずや世界の平和を助成すべきを思い満足するものなり。ゆえに、日本は欣然右提案を原則として受諾し、敢然海軍軍備の大々の削減に着手するの用意あり」と加藤友三郎首席全権代表は演説し、日本の回答いかんと耳をそばだてていた各国代表からやんやの喝采を浴びた。1921年のワシントン会議の成功を決定付けた有名な演説である。日清、日露それに第一次世界大戦でも勝利し、国力と国際的声望が隆々と上昇していた最中のことであり、国内には英米より低い艦艇保有制限を受け入れることに強い否定的意見があつて決断は容易でなかったが、最後には困難を乗り越え、欣然国際協調の道を選んだ。後に日本は軍縮などかなぐり捨て各国との無謀な戦争に突入したが、ワシントン会議のときは実に冷静であつた。

軍縮は国が冷静でなければ進まない。米国は7年前イラクを攻撃し、瞬く間にフセイン大統領を打倒した。イラクが大量破壊兵器を開発していることが理由であつたが、国際的な査察がまだ進行中であつたのを振り切る形で攻撃を開始したのであり、占領後の調査ではそのようなものはなかつたことが判明している。米国は強大な軍事力を持ちながらシビリアン・コントロールがよく利いている国であるだけに、一時的にせよ冷静さを欠いたのではないかと質してみたくなる。

冷戦後初の国連事務総長となつたブトロス・ガリは、世界平和実現に国連が本格的に乗り出す機会が到来したと考えて「平和への課題」を発表し、単に平和の維持だけでなく平和の構築すなわち紛争を終らせるための国際的努力の強化が必要と訴えたが、そのような意欲的な姿勢は各国からあまり評価されず、せつかくの構想は色あせてしまった。冷戦が終わってかれこれ20年になるが、諸国の軍事支出は期待に反して減少せず、反って増加傾向を示しており、中国などは近年2ケタ台の伸び率で軍事予算を増やし続けているようだ。

各国には冷静さを取り戻すことを望みたい。冷静さを失わせる要因は多々あるだけにそうならないよう努めることは国家においても絶対的に必要である。オバマ・メドベージェフ両大統領の合意に基づき米ロ間で新戦略兵器削減条約が締結されたことなどは久しぶりの進展であつた。国家は冷静になれるし、そうなれば軍縮は進む。

---

---

## 日本軍縮学会 第2回研究大会 報告

日時：2010年8月28日（土）10：00－18：00

場所：一橋大学東キャンパス（東京都国立市中2-1）

プログラム

10：00－10：30 受付

10：30－12：00 部会1「核兵器の意義・役割の低減—その方法と拡大抑止に与える影響」

12：00－13：00 昼食・理事会

13：15－13：30 総会

13：45－15：15 部会2「軍縮研究のフロンティア」

15：30－18：00 Symposium “Next Step toward a ‘World Free of Nuclear Weapons’: 2010 NPT Review Conference and beyond”

18：30－20：00 懇親会

---

### Symposium

“Next Step toward a ‘World Free of Nuclear Weapons’: 2010 NPT Review Conference and beyond”

#### Chair:

**Mitsuru Kurosawa**, Osaka Jogakuin University

#### Speaker:

**Ambassador Nobuyasu Abe**, Director of the Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, JIIA

**Ambassador Libran N. Cabactulan**, President of the 2010 Review Conference, Ambassador of the Republic of Philippines to the United Nations

**Professor William Potter**, James Martin Center for Non-Proliferation Studies, MIIS

**Mr. Akira Kawasaki**, Executive Committee Member, Peace Boat

#### <Summary of the Presentations>

##### **Ambassador Nobuyasu Abe**

First, compared to the 2005 NPT Review Conference, which could not come to any agreements, Mr. Abe assesses the outcome of the 2010 NPT Rev Con as a modest achievement with the production of the consensus Final Document. He praises the President Mr. Cabactulan, who contributed to the result with admirable leadership and skills.

Second, he reports the 2010 Rev Con, decided to hold an international conference on

Middle East issues. It could be held in 2012 with participation of Israel to discuss the issue which has been pending since 1995.

Third, he explains the seven Actions that have to be taken by the NWS and says the number and role of nuclear weapons must be reduced everywhere. For the purpose of reducing the operational status and accidental use of nuclear warheads, all States have to reduce threats of all types of weapons.

Moreover, he refers to transparency issues. To this point, the paragraph says the NWS has to make reports by 2014 and review them in the 2015 conference. Additionally, the NWS has to come up with a unified reporting format. Mr. Abe highly makes this point because the 'specific year and requirement' prevents them from saying, "They are just general recommendations."

In other achievements, there was a reaffirmation of unequivocal commitments made in 2000. In a NWC, the SG will convene the high level meeting, which will focus on the CD for a FMCT and NSA, in September.

In conclusion, he points out all States have to push forward these important things, and some volunteer small groups have to do something for a good society at a governmental level. He gives an example of establishing a global center for non-proliferation and nuclear disarmaments.

#### **Ambassador Libran N. Cabactulan**

Mr. Cabactulan considers looking both backward and forward is important to produce the outcome document in the 2010 NPT Review Conference. First, he explains the need of full commitments by the Nuclear-Weapons States relating to the Action 3, 5, and 21 of the Final Document. Especially, he highly assesses the Action 21, which encourages the NWS to agree a standard reporting format and to determine appropriate reporting intervals. In this regard, he adds that the Action 21, which says information provided by the NWS shall be accessible to the public, will increase further transparency and trust level among States parties.

Second, he refers to the significance of the entry into force of the Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty. He says the remaining Annex 2 countries need to take the necessary steps, and the NWS has the special responsibility to encourage for seeking their ratifications of the CTBT.

Last, he explains there was an incremental success in the Middle East problem and hopes the 2012 international conference will be convened with all participations of the Middle East States. He says in the thorough process of the negotiation, the facilitator must be acceptable to all Middle East States.

#### **Speaker: Professor William Potter**

First, in reviewing the 2010 Review Conference, Mr. Potter explains a "Focus Group", which consists of a number of small parties. It serves as the main venue for informal debating and

narrowing differences on issues, especially relating to the Middle East, and takes a responsibility for finding the agreement on the Action Plan of the Final Document.

Second, he points out an innovation of the 2010 Rev Con regarding its focus of the work of the three main committees on developing specific forward-looking recommendations in the form of Action Items. He assesses the great virtue of this innovation is that NPT States have a scorecard with sixty four specific benchmarks covering all of the Treaty's three pillars against which they can be judged during the next five-year review cycle.

His third observation pertains to disarmament provisions in the Final Document, which are both more and less than meet the eye. On the one hand, they contain a number of positive elements, including the Action Item 22 and reference to the Five Point Proposal by the UNSG for nuclear disarmament.

On the other hand, unlike 2000, he points out the 2010 Final Document makes no specific reference to the need for further reductions in non-strategic nuclear weapons despite the very strong appeal for such action by many countries. He explains it masks the very pronounced divergence of views between the NWS and NNWS over disarmament matters compared to the 2000 conference. Thus, in the 2010 consensus document, he analyzes this "consensus" should not be interpreted as very deep, especially as it relates to disarmament issues.

Next, as a significance of the post NPT Rev Con environment, he refers to ramifications of the US-India nuclear deal, which is causing detrimental effects. The US would not revise its stance on the US-India nuclear deal, and the stance is also echoed by France. This message implies that states can pick and choose to implement elements of NPT Rev Con decisions. As a result, such approach makes it very difficult to hold states to their NPT obligations.

In conclusion, he says even though a major divide still separates the NWS and the NNWS, one can also find considerable common grounds. Thus, the balance is reassuring and should prompt the international community to intensify its efforts to enter the next NPT review process cycle.

#### **Mr. Akira Kawasaki**

Mr. Kawasaki highly praises the outcome of the 2010 Final Document and explains two points. The first is the need of a comprehensive framework and approach for the nuclear free world. The second is the recommendation relating to a humanitarian aspect of nuclear weapons. He says the Conference expresses its deep concern about the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons and reaffirms special efforts by all States to comply with applicable international law, including international humanitarian law.

Next, he says many NGOs are actively conducting strategic consultations for the next steps to be taken. He introduces his organization, the Peace Boat, which held a consultation seminar to identify key dimensions that civil society could move forward with issues of humanitarian,

environmental, and economic aspects. He emphasizes that it is the time for civil society to play proactive roles to be a bridge among different spheres, such as NGOs, experts, and policy makers, to interact each other.

In conclusion, he specifically touches on two policy tasks for Japan. The first commitment is to limit the role of nuclear weapons. He refers to the Action 5(c) of the Disarmament Recommendation of the Final Document of the NPT Rev Con and criticizes that Japan's official stance in the extended nuclear deterrence has not even taken the very modest step. Second, Japanese immediate policy task regards a question of Japan-India nuclear cooperation. He refers to the Action 35 of the Final Document and points out that the Japanese cooperation with India would indirectly assist nuclear weapons development of the country, violating this agreement.

### **<Summary of Q & A Session>**

**In a nuclear power business, not only the United States but also Japan entered the negotiation with India, which possesses nuclear weapons but has not joined the NPT yet. To this point, what should Japan do for further steps toward the nuclear free world?**

Mr. Abe explains that advanced countries are competing to win construction orders in nuclear power stations, so why not Japan also should do the business. However, he considers the United States degraded itself with the ill-considered U.S.-India nuclear deal in terms of seeking the goal of the nuclear free world. He suggests Japan should not degrade itself while demonstrating its technological skills with a strong will which should coherently work on non- proliferation and disarmament issues.

**What factors contributed to the success of the 2010 NPT Review Conference and is the difference between 2000 and 2010 conferences?**

Mr. Cabactulan thanks the many States which helped and advised him what he should do during the conference. Mr. Kawasaki explains not only key countries but also NGO groups were seriously consulted on issues and emphasized the UNSG's Five Point Proposals. Mr. Potter adds the leadership character, innovation, flexibility, and preparation of items on the agenda, all of which were well organized before the 2010 Rev Con.

**If Japan sticks with a nuclear umbrella or all types of conventional weapons, do you think it would be a hindrance to a goal of the nuclear free world?**

Mr. Potter responds it is striking that a number of countries still have assumptions that the nuclear deterrence is the main guarantee that they could stop the proliferation of nuclear weapons, and that will be open to question.

**Israel historically rejected participation for solving Middle East issues, and the final consensus would not be reached without the participation of the country. If Israel immediately rejects the participation again, what idea do you have to secure the participation?**

Mr. Abe explains a couple of things should be considered in the next 2015 Rev Con. One thing is that the conference should not be convened to orchestrate a denunciation of Israeli possessions of nuclear weapons. Then, Israel will rebuke the conference which would not contribute to a fruitful outcome. The second thing is that a question of whether member States should accept the Israeli nuclear capabilities which are going to be debated by the IAEA soon. It is not an advisable to pursue the issue during the negotiation by forcing Israel to stop its possessions of nuclear weapons. Furthermore, outcries from other Middle East states that they might have desires to possess nuclear weapons as well will emerge.

---

## 部会 I 「核兵器の意義・役割の低減 — その方法と拡大抑止に与える影響」

報 告：戸崎洋史（日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター主任研究員）

「核の役割の縮小と拡大抑止：日本への含意」

佐藤丙午（拓殖大学海外事情研究所教授）

「核兵器の役割の低減と国家安全保障」

討論者：梅本哲也（静岡県立大学教授）

司 会：吉田文彦（朝日新聞論説委員）

2010年4月に、米国のオバマ政権が核態勢見直し（NPR=Nuclear Posture Review）を発表した。2009年4月のプラハでの演説において、「核のない世界」を目指すことを表明したオバマ大統領が核兵器の存在意義をどう位置づけ、核軍縮・不拡散に向けた新戦略をどのように描き出すかが注目された。米国政府関係者によると、大統領も加わった最終段階の会合まで「核先制不使用」について議論が行われたが、閣僚レベルでの慎重論が強く、「核先制不使用」に触れることは見送られた。

それでも、オバマ大統領がプラハ演説で、核兵器の役割の低減を公約していたことから、生物・化学兵器で米国が攻撃された場合でも、核不拡散条約（NPT）や関連の取り決めを順守する国への核攻撃は基本的には行わない方針を示した。核保有の意義を、相手の核攻撃を抑止することに限定する「唯一の目的」化についても、それを採用する条件などについて議論を深める姿勢を明確にした。

こうした展開のなかで、米国が提供する「拡大抑止」についてどのように考えるべきなのか、米国の同盟諸国の安全保障にとって大きな課題となった。そこで部会1では、「核兵器の意義・役割の低減 — その方法と拡大抑止に与える影響」を主題に、日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センターの戸崎洋史主任研究員と拓殖大学海外事情研究所の佐藤丙午教授が多角的な視点から研究報告した。

戸崎氏の報告のタイトルは、「核兵器の役割の縮小と拡大抑止—日本への含意」。中国が核戦力を含む軍事力の近代化を進め、アクセス拒否能力の向上をはかっていることや、北

朝鮮が核兵器保有したうえで弾道ミサイル能力の増強を試みていることなど、日本を取り巻く冷戦後の安全保障環境において不安定要因が拡大している。その安全保障環境のもとで、核兵器の役割低減と「拡大抑止」維持の「戦略的収支」を合わせることが不可欠だが、戸崎氏は抑止の三要素として、①能力（エスカレーション管理の能力など）②意思（拡大抑止供与国が被供与国を重視する意思など）③認識（被抑止国が供与国の能力および意思を誤解・誤算する可能性を低減する努力など）をあげた。そのうえで、能力、意思、認識でマイナス作用が起きなければ、核兵器の役割を縮小しても拡大抑止は弱体化しないが、仮に拡大抑止のための能力と意思が維持されても、被供与国あるいは被抑止国が拡大抑止の弱体化と認識する可能性は残されており、通常戦力による代替、地域における安全保障の改善などの措置の検討が必要であることを指摘した。

佐藤氏は、「核兵器の役割の低減と国家安全保障」をテーマに報告した。「核の役割が小さい世界」では、①米国など核兵器国の安全保障上の関与が後退・弱体化した国において安全保障上の懸念が高まり、核保有オプションの利害損得の計算がなされる可能性がある、②同盟国にある前方展開拠点への攻撃を誘発し、その目的のための核テロや途上国の核兵器取得の要因となるリスクもある、と分析した。こうした安全保障論の視点に基づき、核拡散の要因を軍備管理・軍縮のみで解決することは困難であり、国際秩序の維持を考えていく必要があると論じた。

討論者は静岡県立大学の梅本哲也教授がつとめた。グローバリゼーションが進んで国際政治システムに大きな変化が起きている時代において核戦略、核兵器の役割を改めて問い直すことの重要性、安全保障論と軍備管理・軍縮論のかみ合わせの必要性などについて問題提起し、その後の活発な議論を引き出した。「行動主体が多様化しているのが現在の国際政治の特徴だが、このことは核問題にどのような影響をもたらすか」との梅本氏の質問に対し、佐藤氏から「たとえば軍備管理・軍縮において NGO の役割が大きくなることも考えられる」との見方が示された。

日本軍縮学会の研究大会ではあったが、核兵器の役割低減を進めれば進めるほど拡大抑止のあり方を含めた安全保障論の視点が不可欠であることを浮き彫りにした形となった。裏を返すとそれは、安全保障関連の学会が軍備管理・軍縮論にもっと正面から向き合うことの意義を問いかけた構図にも見えた。安全保障論 vs. 軍備管理・軍縮論の 2 項対立では政策論が成り立たないことを強く印象づけた研究会でもあった。

（文責・司会 吉田文彦）

---

## 部会 II 「軍縮研究のフロンティア」

報告者：芝井清久（統計数理研究所特任研究員）

「東アジア核拡散の一因となった核不拡散交渉」

西舘崇（東京大学大学院客員共同研究員）

「日米韓による政策調整グループ (TCOG) の再評価」

友次晋介 (科学技術振興機構 社会技術研究開発センター  
アソシエイト・フェロー)

「核テロ対策のための地球規模アーキテクチャの構築に向けて」

討論者：岩田修一郎 (防衛大学校教授)

司 会：岡田美保 (日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター研究員)

部会Ⅱでは、昨年度の大会に引き続き、軍縮・不拡散の分野で活躍する若手研究者による報告が行われた。今回の報告者は、芝井清久氏 (情報・システム研究機構 統計数理研究所特任研究員)、西舘崇氏 (東京大学大学院客員共同研究員)、友次晋介氏 (科学技術振興機構社会技術研究開発センター アソシエイト・フェロー) の 3 名で、学位論文をもとにした報告や、現在注目度の高い核テロ対策を内容とする報告が行われた。

芝井報告は、1960 年代における西ドイツと中国という、地理的に離れた地域の核拡散問題を取り上げ、これまでは個別の問題として扱われてきた両者の間の関連性を分析したものである。本報告は、近年の冷戦史研究を参照しながら、米ソが西ドイツの核武装問題の解決を優先するあまり、中国の核開発阻止に失敗するに至った過程を多角的に検討したうえで、一つの核拡散問題の解決が他の核拡散問題にとってマイナスに作用する可能性を示唆する興味深い結論を導いたものである。

西舘報告は、協調問題という観点から、1990 年代後半における日米韓の 3 か国による政策調整グループ (TCOG) を再評価したものである。本報告は、北朝鮮の核問題をめぐる日米韓がどのように協力・政策調整を行ったのかという歴史的経緯を明らかにするのみならず、多国間の安全保障協力の在り方に関する分析にも踏み込んで、協力の必要性に関して合意がある場合でも、実際に協力を進めるには「どのように」協力するかについての擦り合わせが不可欠であり、そこでは情報や認識の共有が鍵となることを指摘したものである。

友次報告は、核テロに関する脅威認識の変遷を 1970 年代に遡って分析し、核セキュリティ・サミットに至る今日の国際的な取り組みとその課題を明らかにしたものである。本報告は、1970 年代から米国では非国家主体による核テロに関する懸念や議論が存在していたものの、国際協力の枠組み構築は限定的なものにとどまっていたことを指摘しつつ、冷戦終結後における旧ソ連諸国における核物質管理の弛緩や 9.11 テロ、「カーン・ネットワーク」を通じた大量破壊兵器及び関連物質・資機材の拡散を契機として、恒常的な地球規模での対策が構想されるまでの議論を丹念に分析したものである。

これら 3 報告に対し、防衛大学校総合安全保障研究科の岩田教授から討論が行なわれた。岩田教授は、芝井報告に対して、西ドイツと中国の核拡散問題に関する米ソの取引を裏付けるような一次資料があるのか、西ドイツ問題がどのように展開したとしても、中国は核開発へと突き進んだのではないかという反論がありうるが、こうした反論にはどう回答するかという問題を提起した。芝井氏は、両者の関連性に関する根拠が多分に状況証拠的な



ものであるとしながらも、当事者認識と異なるリンケージを指摘するところに研究の意義があると回答した。

西舘氏に対しては、TCOG に関与していた政府高官たちは TCOG による政策協議をどのように評価していたのかという質問がなされた。西舘氏は、TCOG は、必ずしも政策決定機関として機能したわけではなく、3 か国で北朝鮮の出方に関する評価や 3 か国相互の立場をリアル・タイムで確認する場と位置づけられていた可能性があるとの見解を提示した。

友次氏に対しては、今年は米国の強力なイニシアティブで核セキュリティ・サミットが開催されたものの、効果的な連携に向けて利害が一致するとは限らないのではないかと、今後もモメンタムを維持していくための課題とは何かといった質問がなされた。友次氏は、利害の調整は確かに困難であり、多国間での条約交渉による制度構築よりも、税関、警察など実務レベルでの協力の積み重ねが有効であること、枠組みの構築も、PSI で見られたような「有志連合」的な協力の収斂との組合せで進行すると考えるほうが現実的ではないか、との見解を述べた。

フロアからは、芝井報告に対して「西ドイツの核拡散問題の解決が中国の核拡散につながったとするのは、当時の交渉に携わっていた立場からは、かなり無理があると感じる」との厳しいコメントが投げかけられた一方、西舘報告に対しては、北朝鮮問題における日米韓の対応を論じるにあたっては、同盟国間における「見捨てられ」の懸念という要因がより重要な機能を果たしていたのではないかと、との問題提起がなされた。また、友次報告に対しては、多国間の核物質管理の可能性について質問がなされた。友次氏は、多国間構想の実現は難しく、むしろ各国家が発電から廃棄物処分まで責任をもって行うという規範を確立する方がより容易であろうと述べた。

3 報告は、異なる問題を取り扱ってはいたが、いずれも問題意識、研究のアプローチ、結論の点でオリジナリティの高い研究であり、核軍縮・不拡散の分野における研究課題の多様性を感じさせられた部会となった。質疑応答も活発に行われたが、時間の制約により質問を限定せざるを得なかった点が残念であった。

(文責・司会 岡田美保)

---

## 米印合意と包括的核実験禁止条約 (CTBT)

外務省総合外交政策局国際組織犯罪室 福井康人

本年夏に入ってからインドとの原子力協力につき再び報じられることが多くなったが、この機会に改めて米印合意と包括的核実験禁止条約 (CTBT) との関係で気づいた点を述べさせて頂きたい。米印合意と、カットオフ条約 (FMCT) の交渉の場として想定されている軍縮会議 (CD) の停滞状況との間で、一定程度の相当因果関係が見られることについては、2010 年 2 月 18 日及び 7 月 15 日の CD 本会議におけるパキスタン代表のステートメントに

より明確になったが、他方で、初期の核兵器開発に不可欠な核実験を禁止する CTBT との関係では米印合意はどのようなインプリケーションを含有するのであろうか。

米印合意の際の「NSG の例外化」の条件として、核実験禁止に関してはインドが表明した「約束と行動」(INFCIRC/734(corrected)第 2 パラ(g)) は「核実験について一方的モラトリアムを維持」につき言及している。これはインドがこれまで国連等のフォーラムで述べている「核実験モラトリアム」についてのインド側からの発意によるとする意図表明の形を取ることを踏襲している。他方、1998 年 5 月のインド及びパキスタンによる核実験直後に安保理で採択された安保理決議 1172 号本文パラ 13 では「(NPT 及び) CTBT への無条件の加入」、(CTBT の条文に則り忠実に解釈すると、即ち)「CTBT の署名・批准」が求められていたが、米印合意等の「核実験モラトリアムの宣言」と上記安保理決議等で実体的に求められていた「CTBT の署名・批准」との差異はどのようなものであろうか。

インドがこれまで強行した 1974 年及び 1998 年の地下核実験は何れも、道義的側面及び国連憲章に照らし「国際の平和と安全に対する脅威」を構成するとして国際的非難に値する行為であったが、それぞれの核実験時にインドを法的に拘束していた核実験禁止関係の国際約束には反しておらず、その事実を以って法的な反駁が可能であった。他方で、あらゆる形での核実験を禁止する CTBT の批准に至らなくともインドが最低限 CTBT に署名していれば、「条約の趣旨及び目的に反することを行わないこと」を義務付ける「条約法に関するウィーン条約」第 18 条の適用可能性が生じる。この規定は条約法条約の締約国が国際関係を誠実に処理すべきであるという精神の下に、条約に署名等を行った国及び条約に拘束されることについての同意を表明した国が遵守すべき義務を定めたものであり、署名を撤回しない限り当該国に対して一定範囲の拘束力を持ちうるものと解され、単なる「意図表明」に過ぎないインドの「核実験モラトリアム宣言」と「CTBT 署名・批准」との明確な差異はこの点に見出されるのではないであろうか。もっともこの段階では CTBT 署名の撤回は可能である上に、拘束力は限定的であり、更に言えば、インドは 2007 年の国連総会第一委員会において核軍縮決議案に反対した際に「条約法に関するウィーン条約」を主権国家の意思に反しての NPT 加入等を拒否する法的根拠とする投票理由説明を行っているが、国連法務部の条約データベースをインターネットで見るとインドは条約法条約を締結していない模様である。

以上から核実験禁止という規範について、一般論として、単なる意図表明の形での①「核実験モラトリアムの宣言」、拘束力の程度は異なるものの、②「CTBT 署名」、③「CTBT 批准」、④「CTBT が発効し、締約国に対して法的効力が生じる」といった 4 つの段階で核実験禁止の法的ベースが形成されると整理できるのではないかと思われる（なお、発効要件国でなく且つ発効前に未署名国の場合は加入も可能であるが、インドの場合は同国の批准が発効に不可欠なので上述のプロセスを経ることとなる。）。このように見ると、核実験禁止に関する限り米印合意の前提条件は、全く法的拘束力のない意図表明の形をとっており、インドにとり最も寛大な条件となっていることが看取される。

米印合意文書の交渉が行われたのは CTBT 批准に反対していた米国ブッシュ政権時代であるので、当時の米印両国の協議を踏まえているものと推察される「約束と行動」の内容に、当時の政策故に CTBT 関連文言が入り込む余地は殆どなかったものとも思われる。しかしながら、「NSG 例外化」を求める権利請求者（demandeur）の立場にあれば自らが望むものを得るために必要に迫られ交換条件として何らかの譲歩をすることは我々の日常社会でもよくあることであるが、上述のように核実験禁止の観点からインドにとり最もゆるい条件である「核実験モラトリアムの継続」でインドが欲していたものを認めてしまっただけでは、その後に更に強い義務を課そうとしても受け入れさせるのは難しくなかるうか。もっとも、米印合意のような原子力協力のための法的枠組みと CTBT 署名・批准を求めることは別物であるが、既にこの条件で米国、フランス、ロシア等の核兵器国からインドは得るものを既に得たので、後からで同国に更に厳しい条件として CTBT 署名・批准を求めることは一層困難になる可能性は排除されないと思われる。

本ニュースレター読者の専門家の方々には「釈迦に説法」ではあるものの、筆者が改めて強調したいのは、インドは CTBT 発効についてもいわば「拒否権」を持っているという厳然たる事実である。インドが国連総会第一委員会で CTBT についての言及がある決議案に反対し投票理由説明を行うのは毎年のことではあるが、インドは CD での CTBT 交渉終盤に交渉離脱を表明し、国連総会での CTBT 採択決議案にも反対している。にもかかわらず、現行の CTBT 及び附属議定書の発効要件に従えば、CTBT 発効要件国 44 か国のひとつであるインドも批准をしない限り CTBT は発効することが出来ない（更に言えば、この発効要件を含め条約改正も発効後でないと出来ない）非常にハードルの高い発効要件となっている。インド以外にも CTBT 批准に積極的でない国はあり、インドのみが CTBT 発効阻害要因と結論付けるのは短絡的過ぎるが、インドも CTBT 署名・批准にコミットしない限りは、CTBT の発効は何時実現するのかわからない状況にあることは上述のとおり、発効要件規定から明らかであろう。

CTBT の早期発効を願う我が国は、政府レベルではこれまで特使の派遣、ハイレベル書簡の発出等様々な形で特に CTBT 未署名・未批准の発効要件国に対して働きかけを行っているものと承知しており、また、政府関係者だけでなく民間の核軍縮関係 NGO も各種セミナー、サイド・イベントの開催に際しては CTBT の早期発効の必要性を取り上げるといった形で、CTBT 早期発効に向けてモメンタムの醸成等に大きく貢献している。このように、CTBT の早期発効の実現を目指すとの点において、我が国においては官民双方の関係者間の見解の差異は殆どなく、そう言った意味でいわば官民一体で取り組んできたとも言える。平成 21 年に開催された日印首脳レベル協議ではわが国側からインドに対して CTBT 署名・批准の強い期待が表明された由であるが、このように、これまでの発効促進努力に加え、引き続きインドの核軍縮・不拡散上の懸念を逡巡させる努力は重要であると思われる。昨年 4 月のオバマ米国大統領によるプラハ演説に世界は熱狂したが、米国内政事情等もあるのか新 START 条約の米国議会による批准予定も今年後半にずれ込んでおり、CTBT に

についても批准承認の見通しは不透明さを増しているようにも見える。インドを含めた残る 9 か国の CTBT 未批准の発効要件国の太宗は核軍縮・不拡散分野で懸念されており、これらの 9 か国の今後の批准の進捗が、世界的な核軍縮・不拡散の取組みが実質的にどれだけ進展しているかを客観的に評価する上で有益な指標のひとつになるのかもしれない。

(この見解は筆者個人のものであり、筆者の所属する外務省の見解を代表するわけではありません)

---

## 【読書ノート——核軍縮をテーマにした最近の著作から】

東京大学大学院工学系研究科 原子力国際専攻 小鍛治 理紗

○浦田賢治『核不拡散から核廃絶へー軍縮国際法において信義誠実の義務とは何か』（日本評論社 2010年）

本書では、核不拡散から核廃絶に向けた具体的な条件が主として法的見地から議論される。発刊時期は 2010 年の NPT 再検討会議直前の 2010 年 4 月であり、第一部では、2009 年 NPT 再検討会議準備委員会の再検討会議にむけた議論から、核兵器全廃条約、「核兵器のない世界」に向けた課題が、編著者により明らかにされる。

第二部は、核兵器の全面的廃絶に導く誠実な交渉と題した国際反核法律家協会 (IALANA) とハーバードロースクール人権プログラムとの共同プロジェクト報告書 (法的覚書) の翻訳である。IALANA のウィーラマントリー会長 (ICJ 元判事) の序文から成る報告は、1996 年の ICJ による勧告的意見と NPT 第 6 条の義務を分析し、核兵器に関する諸条約と核兵器廃絶条約を念頭に ICJ への再質問として、NPT 第 6 条の義務について定義することを要請すべきと主張する。

第三部は、『核軍縮の法的義務』というベジャウィ ICJ 元所長の講演を含む論集の翻訳が記載される。最後の第四部では国連・自治体・NGO という項目で平和市長会議の議定書や国際反核法律家協会の決議などが収められている。

NPT の三本柱である、核不拡散、核軍縮および原子力の平和利用の運用の歴史を顧みると、核兵器の水平的不拡散は強く実施された反面、核軍縮、とりわけ核軍備撤廃の要請は押さえ込まれているとし、このバランスを回復するために核軍縮を強調する必要がある、という趣旨で本書の題目が決定されている。

筆者にとって特に興味深かったのは、NPT 第 6 条の「核軍縮交渉」を「誠実に交渉することを約束する」と定めた内容についての各分析である。NPT における核兵器国と非核兵器国についての不平等とは別に、第 6 条の義務内容は核兵器国と非核兵器国に等しく義務を課す。本書では、1996 年の ICJ による勧告的意見を踏まえ、第 6 条の内容が、ウィーン条約法条約第 26 条や第 31 条、核軍縮義務の歴史的形成・展開とその概念を巡り議論が展開される。核兵器関連条約の成立と 1995 年以降 NPT 再検討会議で採択された原則と目標

等を踏まえ、各国の履行についての分析が行われる。

本書における分析は将来の核廃絶への展望を念頭に、NPT 不参加国であるインド、パキスタンやイスラエルを含める核兵器全廃条約の締結を検討する上でも非常に重要と考えられる。

---

## 日本軍縮学会理事会および総会の報告

---

### 第5回理事会

日時：2010年8月29日 12時－13時

場所：一橋大学

出席者：黒澤、阿部、秋山、石栗、菊池、戸崎、吉田、山本

欠席者：浅田、目加田、梅林

#### 1. 総務担当

- ・2009年度決算報告の承認

- ・2010年度予算案の承認

- ・会員動向 新規入会 19名、退会 1名、会員数：一般 119名、学生 11名、合計 130名が報告され、了承

- ・学会のホームページにつき説明があり、了承

- －ドメインの取得 [www.disarmament.jp](http://www.disarmament.jp)

- －レンタルサーバーの借り上げ

- －ホームページの作成支援

#### 2. 企画・運営担当

- ・2009年度の事業報告が報告され、了承

- －2009年4月 設立総会および記念シンポジウム

- －2009年8月 研究大会

- ・2010年度の事業計画と一部報告がなされ、了承

- －2010年4月 シンポジウム

- －2010年8月 研究大会

- ・春の学会シンポジウムの定例化が議論され、その報告で進めることが了承

#### 3. 編集担当

- ・2009年度ニュースレター・学会誌の刊行報告の了承

- －ニュースレター 1号(5月)、2号(8月)、3号(11月)、4号(3月)

- －学会誌『軍縮研究』 創刊号(3月)

- ・2010年度ニュースレター・学会誌の刊行報告および刊行計画の了承

- －ニュースレター 5号(7月)の報告、6号(11月)、7号(3月)の計画

—学会誌『軍縮研究』 2号（3月）の編集方針（特集、公募論文、書評等）

4. 2011 - 2012 年度の理事会メンバー（理事・監事）の選出について、学会が発足してまだ1年少しであることから、全員留任とすることを協議し、了承
- 

## 第2回総会

日時：2010年8月28日13時15分－13時45分

場所：一橋大学

1. 黒澤満学会会長より挨拶

2. 戸崎総務委員長より、2009年度決算、2010年度予算が説明され承認された。

会員動向として、新規入会19名、退会1名で会員数は一般119名、学生11名、合計130名であることが報告された。

学会のホームページに関して、新たなドメイン [www.disarmament.jp](http://www.disarmament.jp) を取得し、レンタルサーバーを借り入れ、ホームページの作成を外部に依頼することが報告され、了承された。

3. 秋山企画・運営委員長より、2009年度の事業報告および2010年度の事業計画と一部報告がなされ、了承された。

春の学会シンポジウムの定例化が議論され、その方向で進めることが了承された。

4. 水本編集委員長より、2009年度ニュースレター・学会誌の刊行報告、2010年度ニュースレター・学会誌の刊行報告および刊行計画が報告され了承された。

5. 2011－2012年度の理事会メンバー（理事・監事）の選出について、学会が発足してまだ1年少しであることから、全員留任とすることを協議し、了承された。

---

[編集後記] 今回は、8月に行われた研究大会の報告が中心となりました。前号からスタートした「読書ノート」ですが、今回は編集作業が遅れたため、1冊しか取り上げることができませんでした。一般原稿も「読書ノート」も、投稿大歓迎です。学会事務局あてにメール添付でお送り下さい。お待ちしております。[水本和実]

---

日本軍縮学会 連絡先

日本軍縮学会事務局 540-0004 大阪市中央区玉造 2-26-54 大阪女学院大学黒澤研究室

E-mail: [disarmament@oct.zaq.ne.jp](mailto:disarmament@oct.zaq.ne.jp)

Fax: 06-6761-9373

<http://www.wilmina.ac.jp/ojc/disarmament/index.html>

銀行口座：りそな銀行田辺支店 普通口座 1257235 日本軍縮学会

年会費：3000円（学生1000円）です。まだの方は早速お振込みを。